

会 報 《第 434 号》

次代を築くヒューマン・ネットワーク
一般社団法人兵庫県建築会



令和 4 年 1 月 1 日

《目 次》

I	新年ご挨拶	会 長	山 本 康一郎	・・・ 2 頁
II	新春メッセージ	「躍動する兵庫、コロナを乗り越え未来へ」		・・・ 3 頁
		兵庫県知事	斉 藤 元 彦	
III	新年ご挨拶	役 員	一 同	・・・ 4 頁
IV	特別寄稿	「個人情報保護法の改正ポイント」		・・・ 5 頁
		兵庫県県民情報センター 室長	奥見 啓五 氏	
V	事業推進委員会の開催			
VI	お知らせ・広報コーナー	行事予定、新規会員の加入、編集後記		・・・ 8 頁～11 頁
		住宅再建共済制度		

迎

春



新 年 の ご 挨拶



一般社団法人 兵庫県建築会

会 長 山本 康一郎

新年明けましておめでとうございます。

本年が会員の皆様にとりまして、健やかで希望に満ちた素晴らしい年になりますことを心からお祈り申し上げます。

昨年は暗い話題が多かった中、2020東京オリンピック・パラリンピックでの日本人選手のメダルラッシュ。そして、メジャーリーガー大谷選手の投打にわたる大活躍は誇らしく、今年も「リアル二刀流」/「ショータイム」で世界をわかせてくれることと思います。

さて、当会の本年度事業も、コロナ禍での活動が続きますが、会員の皆様のご理解とご協力により、制約を受けながらも進めております。オミクロン株の出現による感染再拡大の心配もありますが、これからはコロナ前の経済に徐々に戻すことと、ポストコロナに対応した建築と社会の関わり方について考えることが重要となりました。

そして、2022年（令和4年）は、兵庫県建築会にとって記念すべき年に当たります。当会は、1947年（昭和22年）3月15日に設立総会を開催し、正式に発足しました。よって、本年、創立75周年を迎えます。初代稲浦会長を始め、ご尽力いただいた歴代会長並びに当会の発展に携わって頂いた全ての会員と、この間ご指導いただいた関係者の皆様に心からの感謝とお礼を申し上げます。そして、当会は、歩みを止めることなく、5年後の80周年、来る100周年に向かって、歴史と伝統ある当会としての役割や、また今後何をすべきかを創造する重要な1年であると考えます。

遡ること25年前、当会創立50周年時（1997年）には「時代を築くヒューマンネットワーク」に理念を語り、ロゴマークを選定しました。また、2005年京都議定書の発効を控え、2004年（平成16年）には、会員による環境政策提言「エコ建築化の推進について」を発表しました。このように、当会は環境との共生をいち早く視点を当て、活動を行ってまいりました。

当会は、今後ますます激甚化する自然災害から地域を守り、安全安心なまちづくりを目指すためにも、「脱炭素社会の構築」に向けた環境共生への取り組みを継続することが重要と考えます。そして月例会では、専門家による充実した講演会を開催することで、そこで得た知識・情報をそれぞれの企業に持ち帰り、活用して頂ければ会の独自性、重要性が高まるものと考えています。

最後になりますが、本年も理事役員並びに事業推進委員会の皆様と事務局が一体となって事業を進めてまいります。会委員の皆様におかれましては、当会へのご指導並びにご支援をお願い申し上げ、年頭の挨拶とします。



《新 春 メ ッ セ ー ジ》

「躍動する兵庫、コロナを乗り越え未来へ」

兵庫県知事

齋藤元彦

新年あけましておめでとうございます。

昨年も新型コロナが私たちの暮らしに大きな影響を及ぼしましたが、県民・事業者・医療関係者の皆様のご協力により、第5波を乗り越えることができました。

しかし、感染再拡大のリスクは続きます。マスク着用、手洗い、「密」の回避など基本的な感染対策の徹底を引き続きお願いします。県としても、保健所や医療提供の強化、3回目のワクチン接種の推進など、対策に万全を期します。

同時に、「ワクチン・検査パッケージ」等も活用しながら、飲食、旅行、イベントなど、社会経済活動との両立も図っていきます。

さらに、今年はポストコロナ時代を見据えた取組を本格的に検討・推進する年とします。

その1つは、時代の潮流であるデジタル化やグリーン化の加速。デジタル技術を、働き方、教育、医療・介護、地場産業や農業など様々な分野で取り入れるとともに、再生可能エネルギーの導入拡大や水素の利活用などの地球温暖化対策に力を入れます。

また、少子高齢・人口減少社会への対応や、頻発化・激甚化する自然災害への備え、交流と日常生活を支える道路ネットワークの整備など、すべての県民の皆様が安心して、育ち、働き、暮らし続けられる、だれも取り残さない兵庫づくりを進めます。

大きなポテンシャルを持つベイエリアの活性化にも本腰を入れます。2025年大阪・関西万博は、兵庫に人・モノ・投資を呼び込む大きなチャンスです。更なる発展の起爆剤とすべく、ベイエリアプロジェクトの起動、万博の来場者の県内各地へ誘うフィールドパビリオンの具体化など、新たなチャレンジをしていきます。

もとより、こうした取組は行政だけでできるものではありません。民間との連携をこれまで以上に広げていきます。また、私自身が県内各地で地域の皆さんと対話を重ね、地域の課題やニーズを新たな施策に繋げていく県民ボトムアップ型県政を推進します。

「躍動する兵庫」の実現に向け、飛躍の一年としていく決意です。

皆様のご理解、ご支援をお願いします。

謹

賀

新

年

旧年中は弊会の運営にあたりまして、会員並びに関係者の皆様には格別のご高配を賜り、ありがとうございました。
本年もより一層のご指導、ご鞭撻を頂きますようお願いいたします。

令和4年元旦

＝役 員 － 同＝

名誉顧問 竹村 章
瀬戸本 淳

会 長 山本康一郎
副会長 大木 弘恵
川端 宏幸
出野上 聡

参 与 渡邊 勝幸
木村 光利

顧 問 佐藤 将年
根岸 芳之
飯塚 功一
松田 隆
宮宅 勇二
柏本 保
山本 亮三
棚田 肇
石田 邦夫

理 事 岡 澄彦
松本 章
北浪 孝一
矢間 照人
河野 潤也
湖亀 一登
宮崎 健一
吉本 義幸
山田 聖一
立花 充

監 事

幹 事 田元 保雄
瀬尾 武夫
前川 真一郎
池内 修
谷口 正樹
吉川 壽一
坂井 豊
長坂 浩
杉田 健一
安田 宏



Ⅳ 特 別 寄 稿

『個人情報保護法の改正ポイント』

兵庫県県民情報センター

室長 奥見 啓五 氏（個人情報保護士）

先の国会（第 204 回）でデジタル改革関連 6 法案が成立しましたが、その結果、個人情報保護制度も大きく見直されることになりました。

私は、兵庫県の情報公開制度と個人情報保護制度を所管する「県民情報センター」に勤務していますが、今回は、行政のみならず民間事業者の皆様の業務にも大きく影響する改正個人情報保護法についてお話ししてみたいと思います。

1 令和 3 年度個人情報保護法の改正について

(1) 改正の概要

申し上げるまでもなく、個人情報保護法は、個人情報の適切な利活用による社会的利益の増大等の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とするものです。

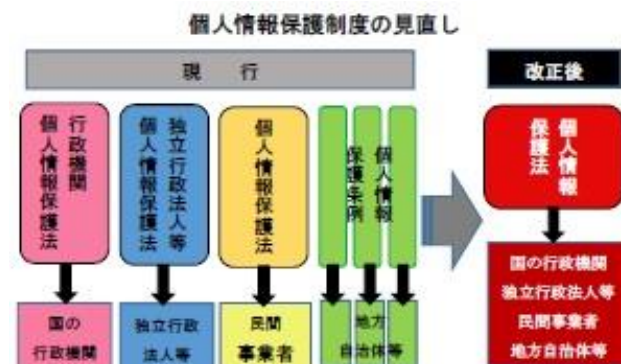


同法は個人情報保護制度の基本法ですが、主として民間事業者を規律するにとどまり、国や独立行政法人等は、それぞれ、行政機関の保有する個人情報に関する法律、独立行政法人等の保有する個人情報に関する法律で規律され、そして地方公共団体は各々の条例によって制度を運営していました。このため、法令間の規制の不均衡や不整合が指摘されていたところです。

そこで、今般の改正により 3 法を統合するとともに、地方公共団体の全国標準ルールをその法律

で定めること、そして国の個人情報保護委員会が、民間部門に加え公的部門における個人情報の取扱いも一元的に監視・指導する体制としました。

つまり、個人情報保護法の枠組みの中に行政分野が取り込まれ、個人情報保護法制の一元化が図られる形となったのです。

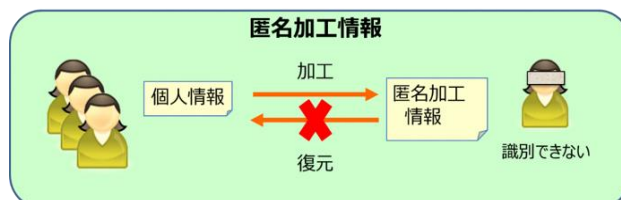


この法改正に伴い、行政機関における個人情報保護制度は大きな変化を生じるのですが、その影響が民間事業者の方々に及ぶ事柄もあります。

その一つが、行政機関における匿名加工情報の取扱いが規定されたことです。

(2) 匿名加工情報

匿名加工情報とは、個人情報の一部又は全部を削除したり、個人識別符号（顔画像や指紋などの生体認証データ、マイナンバーや免許証番号など）の全てを削除して、特定の個人を識別できないようにしたものです。

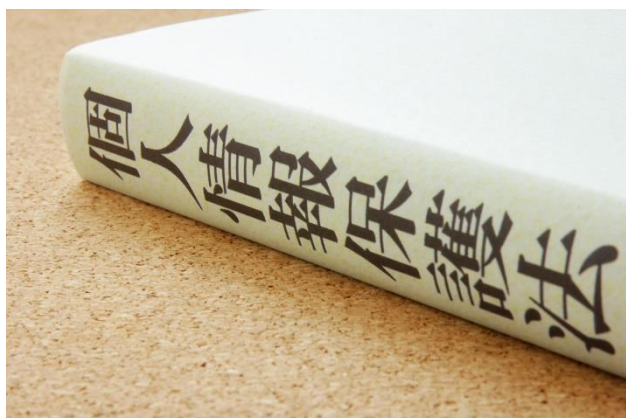


匿名加工情報の利用を希望する事業者は、加工前の個人情報を保有する行政機関の公募に応じて当該匿名加工情報を利用する事業を提案し、その審査を経て適当と認められれば、契約を締結して当該匿名加工情報の提供を受けることができます（ただし、都道府県及び政令指定都

市以外の地方公共団体及び地方独立行政法人等は、当面、実施するかどうかは任意とされています）。

匿名加工情報は個人情報ではないので、一定のルールの下であれば、本人の同意を得ることなく流通させることが可能で、しかも行政機関の保有する個人情報は悉皆性・網羅性が高いとされていることから、ビッグデータを活用したビジネスチャンスとなり得る可能性があるとされています。

具体的な手続等については、今後、個人情報保護委員会や各行政機関等から示されることとなりますが、これらの改正が施行される来年春（地方公共団体については再来年の春）以降、順次匿名加工情報の対象となる個人情報ファイルが公開されると思われますので、ご興味のある方は関係省庁のホームページで検索されてみてはいかがでしょうか。



2 令和2年度個人情報保護法の改正について

さて、今回の個人情報保護法の大きな改正点をご紹介しましたが、同法は昨年6月にも改正されており、しかもその施行が来年4月となっているものが大半です。

そこで、今後施行される昨年度の同法の主な改正点についてご紹介しましょう。

(1) 個人の権利保護の強化

現在は、本人の同意なく個人情報が目的外利用されている場合、或いは不正な手段で個人情報を取得したり、本人の同意なく要配慮個人情報（人種、信条、社会的身分、病歴、犯歴など）を取得

した場合に限り、個人情報の利用の停止又は消去を請求することができますが、改正後は、個人情報を利用する必要がなくなった場合や情報漏えいが発生した場合、本人の権利又は利益が害されるおそれがある場合にも請求することが可能になりました。例えば、ダイレクトメールの送付の停止を求めたのに繰り返し送られてくるような場合には、DM事業者に対して個人情報の利用停止や削除の請求ができるようになります。

また、オプトアウト（本人の求めがあれば事後的に停止することを条件に、提供する個人データの項目等を公表等した上で、本人の同意なく第三者に個人データを提供できる制度）により第三者に提供された個人データをさらにオプトアウト提供することができなくなるなど、個人の権利保護が強化されました。

(2) 個人情報取扱事業者の義務の追加

2点目は、個人情報を取り扱う事業者の義務の追加です。

個人情報の漏えい等が起きた場合、従来は、対策を講じることや個人情報保護委員会への報告は努力義務でしたが、改正後は、漏えいの内容や規模にもよりますが、被害の拡大防止や原因究明、再発防止等の措置、個人情報保護委員会への報告と本人への通知が義務化されることになります。

また、不適正な方法により個人情報を利用してはならないことが明記されました。違法営業が疑われる事業者への個人情報の第三者提供や、採用選考を通じて取得した個人情報により正当な理由なく差別的な取扱いを行うことなどが禁止事例として明確化されています。

(3) データ利活用の促進

3点目は、仮名加工情報の新設です。

利用目的の範囲内で個人情報の一部又は全部を削除したり、個人識別符号の全てを削除して、他の情報と照合しない限り（この点が匿名加工情報

と異なります）、特定の個人を識別できないようにしたものを、新たに、仮名加工情報と定義し、利用目的の範囲内であれば内部利用が自由にできるようにしました。

匿名加工情報と似ていますが、匿名加工情報が第三者提供できるのに対し、仮名加工情報は個人情報なので基本的に第三者提供ができません。

その代わり、利用目的に変更制限がありませんので、加工する目的に応じて利用目的を設定・変更し、それを公表することにより、個人情報よりも広範に内部活用することができます。



一定の安全管理措置は必要となるものの、個人情報並みにデータの有用性がある仮名加工情報を使った詳細な情報分析が可能となることで、事業者内部における検討・研究等が進み、イノベーションの促進に繋がることが期待されています。

(4) 提供先で個人データとなることが想定される情報の扱い等

令和元年度に、「内定辞退率の提供を受けた企業側において特定の個人を識別できることを知りながら、提供する側では特定の個人を識別できないとして、個人データの第三者提供の同意取得を回避しており、法の趣旨を潜脱した極めて不適切なサービスを行っていた。」と個人情報保護委員会が指摘した事件がありました（いわゆる「リクナビ事件」）。

この事件を教訓に、改正法では、個人関連情報（生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないもの）が、提供先において個人の識別が可

能で個人データとなることが想定されるときには、本人から個人データとして取得することを認める旨の同意を得ていることを提供元が提供先に確認しなければ、第三者提供してはならないとされました。

そのほかにも、外国にある第三者への個人データの提供に係る本人同意の取得に際し、リスクを適切に把握できるよう本人への情報提供の充実を求めたり、法に反した場合のペナルティを引き上げたりもしています。

3 まとめ

デジタル化の進展に伴い、国民の利便性の向上を図るデータの利活用とそれによる産業振興や福祉の増進等が望まれる一方、サイバーセキュリティの強化とともに個人情報の保護方策の充実も一層求められています。

これらの社会的ニーズの変化を受けて個人情報保護法も大きく、そしてタイムリーに改正されているものと思われます。

事業者の皆様におかれては、先に個人情報保護委員会から発表された令和2年度改正に係るガイドラインを参照される等、法改正の趣旨を十分にご理解の上、適切なパーソナルデータの活用により事業の進展を図っていただくとともに、情報セキュリティをはじめとする個人情報の保護方策の推進により、同業者や取引先等関係者からの信頼をますます確かなものとして、事業持続性を高めていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

V 事業推進委員会

事業推進委員会が下記のとおり開催されました。

日 時：令和3年12月9日（木）
16:00～17:15
場 所：神戸三宮東急 REI ホテル
参集者：会員等 29名
演 題：「兵庫県のまちづくり施策と
今後の動向について」
講 師：兵庫県県土整備部まちづくり局長
西谷 一盛 氏

内容

- ・安全と安心
(住宅の耐震化、多数利用建築物の耐震化等)
- ・環境との共生
(県民まちなみ緑化事業等)
- ・魅力と活力
(市街地再開事業、長期優良住宅の認定等)
- ・新たな取り組み
(優良マンションの管理計画認定制度等)



(西谷 局長)



(会場風景)

VI お知らせ

◎行事予定

- 1 新春会員交流会
日時：令和4年1月12日（水）
17:30～19:30
場所：神戸三宮東急 REI ホテル
- 2 第498回月例会
日時：令和4年2月8日（火）
13:00～14:00
演題：「出会いへGO! HYOGO!」
講師：兵庫県青少年本部
理事長 梅谷 順子氏
- 3 第499回月例会
日時：令和4年3月10日（木）
13:00～14:00
場所：神戸三宮東急 REI ホテル
演題：「兵庫の近代建築」
講師：京都工芸繊維大学 名誉教授
石田 潤一郎 氏

◎新規会員のご紹介

令和4年1月から新たに下記の会社が当会会員となりましたのでご紹介します。

会社名 ジェイアール西日本コンサルタンツ（株）
代表者 代表取締役 土肥 弘明 氏
所在地 大阪市
所 属 設計部門

◎編集後記

あけまして、おめでとうございます。
新たな気持ちで、兵庫県建築会の事務に携わって参りたいと思いますので、ご協力の程
よろしくお願いします。

事務局	: 吉本義幸、石井滝実子
電 話	: 078-996-2851
F A X	: 078-996-2852
Email	: archit-k@axel.ocn.ne.jp

安心をカタチに

兵庫県住宅再建 共済制度 フェニックス共済



自然災害から守りたい「住まい」と「暮らし」



今後、もしも！！

南海トラフ地震が発生したら

- ▶ 30年以内の発生確率 最大 80%！
- ▶ 県内の被害想定 全半壊 21.5万棟！

活断層地震が発生したら

- ▶ 油断できない「山崎断層帯」「上町断層帯」など

大型台風が直撃したら

豪雨による災害が発生したら

自然災害で被災した
住まいの再建に備えて **兵庫県が実施する共助のしくみ！**

県内に住宅（戸建て・マンションなど）をお持ちの方に

住宅再建共済

年額**5,000円**で
再建、補修時等に

最大600万円 給付！

※半壊（損害割合 20%）以上

一部損壊特約

年額**500円**で
補修時等に

25万円 給付！

※損害割合10%以上20%未満

県内の住宅（借家含む）にお住まいの方に

家財再建共済

単独加入 年額**1,500円**で
住宅とセット加入の場合 年額**1,000円**で

購入・修復時に **最大50万円** 給付！

※床上浸水・半壊以上

※住宅の被害認定（損害割合）は、住宅の所在する市町が発行する「り災証明書」によります。

- 地震・津波・豪雨・台風・地すべり・竜巻など、あらゆる自然災害による被害が対象です。
- 住宅の築年数や規模、構造等と関係なく、定額負担で定額給付です。
- 地震保険や他の共済に加入していても加入でき、給付が受けられます。

お問い合わせ

公益財団法人 兵庫県住宅再建共済基金

コールセンター **078-362-9400** (平日9:00~17:00)
FAX: 078-362-4082

E-mail jutakukyosai@pref.hyogo.lg.jp

フェニックス共済 検索 ★加入申込書はダウンロードできます★



「加入申込書付きパンフレット」は、県庁・県民局・県民センター・市役所・町役場・郵便局（簡易郵便局除く）にあります。

クレジットカードでのお支払いの方は、インターネットからのご加入が便利です！